

知って  
おきたい  
標準報酬制

第2回



# 10月からの保険料(掛金)はいくらになるの？

平成27年10月から、給与から控除される保険料(掛金)や年金、短期給付などの算定基礎が「標準報酬制」になります。このコーナーでは、毎回テーマを設定して「標準報酬制」の解説をします。

第2回は、標準報酬制に変わることによって保険料(掛金)が10月からいくらになるのか、モデルケースを用いてご説明します。

## ■比べてみよう！ 諸手当の違いで保険料は異なります

平成27年9月までは、同じ基本給であれば諸手当の額に違いがあっても一律に基本給の25%を諸手当分とみなして計算しているため、同じ保険料(掛金)です。しかし、平成27年10月からは、「標準報酬月額」をもとにして保険料(掛金)を算定しますので、同じ基本給であっても**諸手当の額の違いにより標準報酬月額が異なれば、異なる保険料(掛金)となります。**

基本給(給料の調整額、教職調整額含む)が同じ350,000円で、基本給に対する諸手当の割合が10%のAさんと30%のBさんで、保険料(掛金)の違いを見てみましょう。

例	Aさん(諸手当の割合10%)	Bさん(諸手当の割合30%)	
基本給	350,000円	350,000円	…9月までの保険料(掛金)の計算に使用する額
諸手当の額	35,000円	105,000円	
支給額	385,000円	455,000円	
標準報酬月額	(第22級) 380,000円	(第25級) 470,000円	…10月からの保険料(掛金)の計算に使用する額 (基本給に諸手当を加算して「標準報酬月額」を算定します)

### 【平成27年9月】 保険料(掛金) = 基本給 × 掛金率

掛金率(注)		Aさん	Bさん
		保険料(掛金)	保険料(掛金)
短期給付	5.075% (4.06% × 1.25)	17,762円	17,762円
福祉事業	0.165% (0.132% × 1.25)	577円	577円
共済年金	10.79875% (8.639% × 1.25)	37,795円	37,795円
合計		56,134円	56,134円

(注) 掛金率には諸手当分(25%)が含まれています。



標準報酬制の導入、掛金率の改定  
退職等年金給付(年金払い退職給付)の新設

### 【平成27年10月】 保険料(掛金) = 標準報酬月額 × 掛金率

掛金率		Aさん		Bさん	
		保険料(掛金)	増減(10月-9月)	保険料(掛金)	増減(10月-9月)
短期給付	4.31%	16,378円	(△ 1,384円)	20,257円	(2,495円)
福祉事業	0.141%	535円	(△ 42円)	662円	(85円)
厚生年金	8.639%	32,828円	(△ 4,967円)	40,603円	(2,808円)
年金払い退職給付	0.75%	2,850円	(2,850円)	3,525円	(3,525円)
合計		52,591円	(△ 3,543円)	65,047円	(8,913円)

新設

諸手当の割合が低いAさんの場合、掛金率の改定や年金払い退職給付に係る保険料(掛金)の新設がありますが、保険料(掛金)の合計は減少します。

諸手当の割合が高いBさんの場合、保険料(掛金)の合計は増加します。

## ■保険料（掛金）の増減を確認してみよう

標準報酬制で計算される平成27年10月の保険料（掛金）が、9月の保険料（掛金）と比べていくら増減するのか、基本給（給料の調整額・教職調整額を含む）が30万円、35万円、40万円のケースを例にまとめました。

### 【平成27年10月】

基本給 基本給に対する 諸手当の割合	30万円		35万円		40万円	
	保険料（掛金）	増減 （10月－9月）	保険料（掛金）	増減 （10月－9月）	保険料（掛金）	増減 （10月－9月）
10%	47,055円	△ 1,061円	52,591円	△ 3,543円	60,895円	△ 3,260円
15%	47,055円	△ 1,061円	56,743円	609円	65,047円	892円
20%	49,823円	△ 1,707円	56,743円	609円	65,047円	892円
25%	52,591円	4,475円	60,895円	4,761円	69,200円	5,045円
30%	52,591円	4,475円	65,047円	8,913円	73,351円	9,196円
35%	56,743円	8,627円	65,047円	8,913円	73,351円	9,196円
40%	56,743円	8,627円	69,200円	13,066円	77,503円	13,348円

- ※ 1 保険料（掛金）は、「短期給付」「福祉事業」「厚生年金」「年金払い退職給付」の合計額です。
- ※ 2 40歳以上65歳未満の方については、別途、介護保険の保険料（掛金）が加算されます（平成27年9月…基本給×0.612%、27年10月…標準報酬月額×0.521%）。

諸手当の割合が異なっても標準報酬月額や保険料（掛金）が同じ場合もあります。

### さらに詳しく確認したい方は……

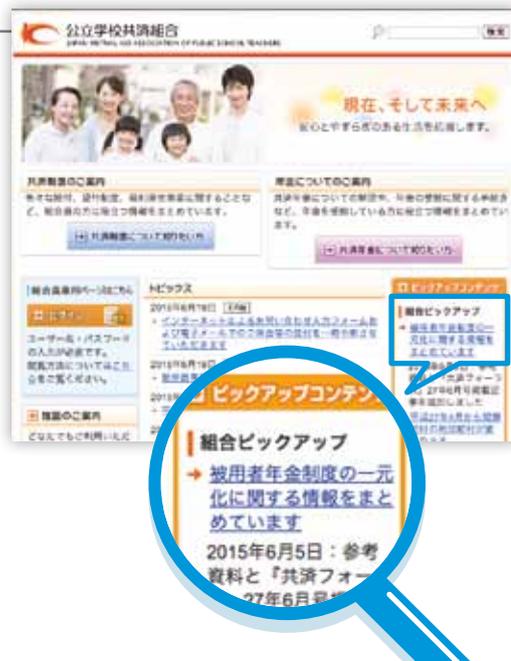
当共済組合のホームページに、平成27年10月からの標準報酬月額と保険料（掛金）が算定できるExcelファイルを掲載しています。

<http://www.kouritu.go.jp/>

トップページ ➡ **ピックアップコンテンツ「被用者年金制度の一元化に関する情報をまとめています」**

制度開始時の平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額は、**平成27年6月に支給された報酬\***をもとに**決定**しますので、6月の給与明細を参考にExcelファイルに入力してください。

\*報酬とは、基本給と諸手当（扶養手当、地域手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、義務教育等教員特別手当等）を合算した額のことです。なお、通勤手当と寒冷地手当は1カ月分に換算して加算します。  
育児休業中の方などについては、休業前の報酬などをもとに決定します。



●次回『共済フォーラム12月号』では標準報酬月額の随時改定について、ご説明します。

### 台風……英語が転じて、台となる

嵐のような天候を、日本では昔から野の草を吹き分ける風という意味で「野分き」と呼んでいたが、明治時代になると英語の「typhoon」が取り入れられ、「タイフーン」とカタカナ表記するようになった。気象用語として正式に使われるようになると、「颱風」という漢字が当てられていたが、戦後、当用漢字が使われるようになり、「台風」に置き換えられた。

はみだしキーワード  
由来